

佐賀労働局発表
令和6年5月20日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
課長 小林 克之
安全専門官 大石 邦貴
電話 0952(32)7176 (直通)

『第97回 全国安全週間』を7月に実施します

期間：令和6年7月1日(月)～7月7日(日)

[準備期間(6月1日(土)～6月30日(日))]

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。

期間は令和6年7月1日(月)から7日(日)までの7日間、

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全

のスローガンのもと、全国一斉に実施されます。(資料1参照)

本週間を迎えるに当たり、令和6年6月1日(土)から6月30日(日)までの1か月間を準備期間としています。(資料1参照)

佐賀労働局(局長 城 寿克) 各労働基準監督署では、全国安全週間の期間及び準備期間中に、

- ・ 各地区において事業主説明会(全国安全週間説明会)の開催(資料2参照)
- ・ 労働災害発生事業場に対する監督指導等

等を実施するほか、

- ・ 事業場における安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- ・ 労働者への安全教育の徹底
- ・ 労使の安全意識の高揚

などの取組を呼びかけることとしています。

令和 6 年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

1 趣旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 97 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 5 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去 20 年で最多となった令和 4 年を上回る見込みで、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 2 年目となる令和 6 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 6 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 実施者

各事業場

4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等による P D C A サイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- (オ) パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- (イ) 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- (ウ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (エ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (オ) トラックの逸走防止措置の実施
- (カ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - b 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - c 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - d 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - e 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - f 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - g 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- (イ) 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- (ウ) 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

業種横断的な労働災害防止対策

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ウ 交通労働災害防止対策

エ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39684.html)

佐賀県内の各地区で行う事業主説明会（全国安全週間説明会）の開催日程

地区	日時	場所
佐賀	令和6年6月11日(火)13:30～	佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター(アバンセ)(佐賀市)
鳥栖	令和6年6月18日(火)13:30～	サンメッセ鳥栖(鳥栖市)
唐津	令和6年6月14日(金)14:00～	唐津市文化体育館 2階 文化ホール(唐津市)
武雄・鹿島	令和5年6月6日(木)13:30～	生涯学習センター「エイブル」(鹿島市)
伊万里・有田	令和6年6月12日(水)13:30～	焱の博記念堂 文化ホール(有田町)

(お問合せ先)

【佐賀・鳥栖】 佐賀労働基準監督署
(電話：0952 - 38 - 5411)

【唐津】 唐津労働基準監督署
(電話：0955 - 73 - 2179)

【武雄・鹿島】 武雄労働基準監督署
(電話：0954 - 22 - 2165)

【伊万里・有田】 伊万里労働基準監督署
(電話：0955 - 23 - 4155)

特別講演など、詳しくは佐賀労働局HPの掲載資料をご覧ください。

[掲載箇所] 佐賀労働局HPトップページ 各種法令・制度・手続き 安全衛生関係 イベントのご案内 全国安全週間説明会の開催について 全国安全週間説明会のご案内 令和6年度

(佐賀労働局HPトップページ イベント情報 2024年05月16日「令和6年度全国安全週間説明会のご案内」からもご覧いただけます。)



(QRコード)